

建築物の適合率について

1 平成23年度第2回協議会において、いただいた御意見

- 審査機関の対応方法（窓口で対応方法）によるのではないか。
 - 整備基準が現在の建築設計の動向とあっていないのではないか。
 - 多目的トイレの整備基準については、国土交通省が機能分散を検討している。
 - 平成24年4月24日「多機能トイレへの利用集中の実態把握と今後の方向性について」国土交通省記者発表
 - 平成24年7月31日「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改訂について」国土交通省記者発表
- 主な改訂内容：多機能便房における多様な利用者の集中回避や、車いす使用者の利便性向上に資する機能分散の考え方等について記述

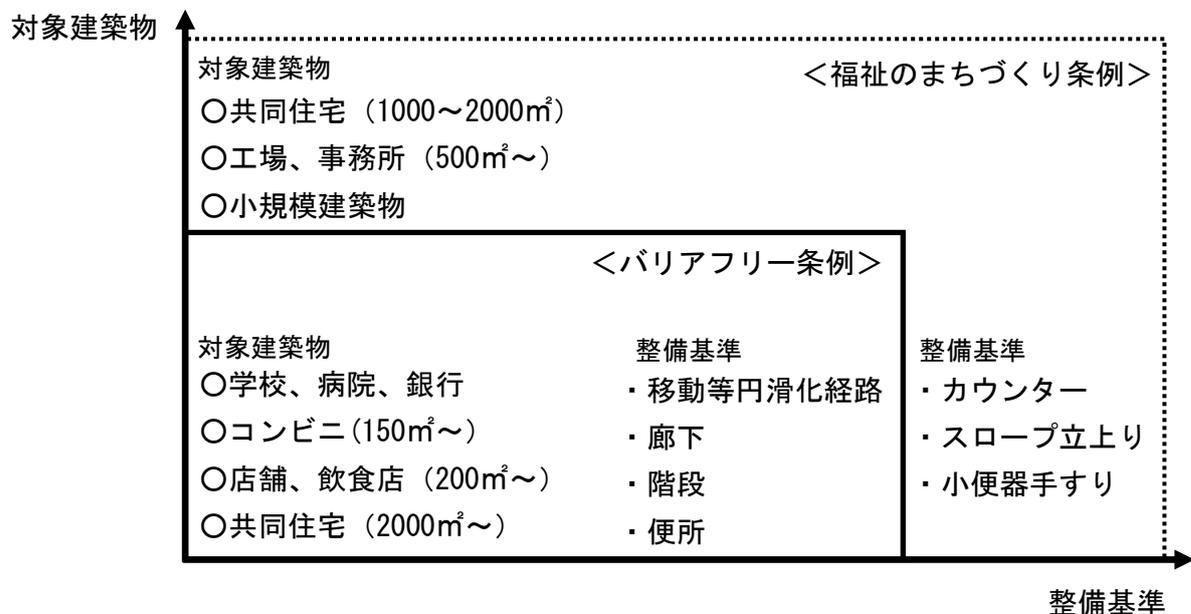
2 「福祉のまちづくり条例」と「バリアフリー条例」の概要

- 「福祉のまちづくり条例」は、平成7年に自主条例として制定したもの。
 - ・建築確認申請とは別に届出が必要
 - ・「整備基準」及び「望ましい基準」で構成
 - ・建築物以外に、公共交通機関の施設、公園、道路、路外駐車場を対象
- 「バリアフリー条例」は、平成18年のバリアフリー法の施行に伴い、委任条例として平成20年に制定したもの。（平成21年4月1日から施行）
 - ・義務化され、建築確認申請における審査事項となる。
 - ・本県独自に法律に上乗せした事項
 - 対象用途の追加（学校、共同住宅、寄宿舍、体育館）
 - 対象規模の引き下げ（学校、病院、診療所などは全ての規模から対象）
 - 整備基準の追加（階段の両側に手摺を設置など）

3 「福祉のまちづくり条例」と「バリアフリー条例」の違い

- 必ず遵守してもらいたい事項は「バリアフリー条例」に位置付け、整備することを義務化している。
- 「福祉のまちづくり条例」は「バリアフリー条例」を補完する役割を持つ。
(バリアフリー条例で望ましい基準とされているものを、基準として定めているものもある。)
- 「福祉のまちづくり条例」及び「バリアフリー条例」の2つを運用し、建築物のバリアフリーに関する水準の向上を図っていく。

<イメージ図>



4 今後の検討課題

- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂等に伴う整備基準に関する検討。
 - ・車いす用リフト付き車両の高さへの配慮
 - ・多機能便房における機能分散
- 「福祉のまちづくり条例」及び「バリアフリー条例」の普及啓発。
 - ・2つの条例について、制度のしくみをわかりやすく説明する。
 - ・「福祉のまちづくり条例」の適合率向上に努めていく。